

財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の対象

株式会社ケイミックスパブリックビジネスの令和6年度の次の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行及びまちづくり推進課の当該指定管理に係る事務の執行について監査を行った。

対 象 施 設：豊後大野市総合文化センター
指定管理委託料：73,978,000円（令和6年度）

2 監査等の実施期間

令和7年10月10日から令和8年1月7日まで

3 実施した監査手続

株式会社ケイミックスパブリックビジネスの上記指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、同社から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて、帳票突合、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

また、まちづくり推進課の上記指定管理業務に係る事務の執行について、同課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、質問その他必要と認められた監査手続を実施した。

第2 監査の結果等

1 豊後大野市総合文化センターの指定管理業務の概要

- (1) 管理施設（施設・設備）の維持管理及び保守点検等
- (2) 貸館事業に関すること
- (3) 委託・自主事業の実施に関すること
- (4) 広報・周知活動に関すること
- (5) 保安警備業務
- (6) 備品（物品）管理業務
- (7) 文書の管理・保存
- (8) 報告業務（年次事業報告書・月次報告書）

2 監査の結果

(1) 団体に対する事項

豊後大野市財産規則第34条において、行政財産の使用期間の更新については、申請書を使用期間満了の1か月前までに提出させることとなっているが、令和7年4月1日からの使用（更新）に係る当該申請書については、令和7年3月28日付けで提出していた。

(2) 所管課に対する事項

- ① 基本協定書第 46 条第 1 項において、自主事業については、指定管理者の責任と費用により実施する旨規定されているが、管理運営業務仕様書 9 管理運営に要する経費 (3) 指定管理料では、自主事業費が指定管理料に算入されることとなっていた。
- ② 基本協定書第 46 条第 2 項に定める自主事業に係る実施計画書等の承認について、指定管理者が押印し提出した文書は、所管課で保存すべきところ、所管課は、当該文書に承認印を押印し、指定管理者に返却し、所管課では当該文書の写しを保管していた。
- ③ 豊後大野市総合文化センター条例施行規則第 2 条第 2 項では、「利用許可申請書は、大ホール、小ホール以外の施設の場合、利用日の 12 か月前から 7 日前までに提出しなければならない。」と定めているが、まちづくり推進課の主催行事では、利用許可申請書が 2 日前に提出されるなど、提出期限を遵守していない事例が散見された。
- ④ 年度協定第 4 条第 2 項では、「指定管理料の支払は、前金払として年 3 回 (4 月、8 月、12 月) 支払うものとする。」と定めているが、8 月支払分については、9 月 27 日に支払われていた。
- ⑤ 物品取扱規則第 21 条では、「物品管理者は、その所管に属する物品で損傷はなはだしく使用できないと認めるものについては、決裁を受けて処分することができる。」と定めているが、机や椅子などの備品の処分に当たって、決裁を受けていなかった。
また、物品取扱規則同条第 2 項では、「物品を処分したときは、物品処分報告書により、備品整理カード又は図書原簿を添えて会計管理者に通知しなければならない。」と定めているが、会計管理者に通知していなかった。
- ⑥ 物品取扱規則第 8 条では、「物品管理者は、物品購入の必要があるときは、物品購入伺 (様式第 1 号) により財政課長に申込みをしなければならない。」と定めているが、机及び椅子などの備品の購入について、財政課長に申込みをしていなかった。